

# 桜川市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

(2026 年 3 月改定)

# 桜川市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

第1 桜川市新型インフルエンザ等行動計画の策定にあたって.....	1
1 行動計画作成の趣旨.....	1
2 改定の背景.....	2
3 行動計画の位置づけ.....	2
4 行動計画の見直し.....	2
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	3
1 新型インフルエンザ等の特徴.....	3
2 新型インフルエンザ等対策の目的.....	3
3 新型インフルエンザ等の基本的な考え方.....	4
第3 新型インフルエンザ等対策の基本項目.....	6
第4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	7
1 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	7
(1) 国の役割.....	7
(2) 地方公共団体の役割.....	7
(3) 医療機関の役割.....	8
(4) 指定地方公共機関の役割.....	8
(5) 登録事業者の役割.....	9
(6) 一般の事業者の役割.....	9
(7) 市民の役割.....	9
2 組織体制.....	10
(1) 桜川市新型インフルエンザ等対策本部.....	10
(2) 桜川市新型インフルエンザ等対策健康危機管理部.....	11
(3) 市部局の主な役割.....	12
3 発生段階.....	15
第5 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	17
第1章 実施体制.....	17
第1節 準備期.....	17

第2節 初動期.....	18
第3節 対応期.....	18
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	20
第1節 準備期.....	20
第2節 初動期.....	21
第3節 対応期.....	23
第3章 まん延防止.....	25
第1節 準備期.....	25
第2節 初動期.....	25
第3節 対応期.....	26
第4章 ワクチン.....	27
第1節 準備期.....	27
第2節 初動期.....	28
第3節 対応期.....	30
第5章 保健.....	32
第1節 準備期.....	32
第2節 初動期.....	32
第3節 対応期.....	33
第6章 物資.....	35
第1節 準備期.....	35
第2節 初動期・対応期.....	35
第7章 市民生活及び経済の安定の確保.....	36
第1節 準備期.....	36
第2節 初動期.....	38
第3節 対応期.....	38

# 第1 桜川市新型インフルエンザ等行動計画 の策定にあたって

## 1 行動計画作成の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、新興感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が規定されている。

これらの特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の体制を整備するため、桜川市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の見直しを行う。

## 2 改定の背景

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和2年1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

そのため、国において特措法や感染症法について所要の改正が行われたことを受け、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざし、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が抜本的に改定された。

政府行動計画及び茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定や新型コロナ対応の検証を踏まえ、市行動計画を改定する。

## 3 行動計画の位置づけ

特措法第6条に基づく政府行動計画及び特措法第7条に基づく県行動計画との整合性を保ちつつ、桜川市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、特措法第8条に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。

## 4 行動計画の見直し

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、桜川市新型インフルエンザ等対策行動計画を平成21年4月に策定し、平成26年11月に改定した。

今回、市は国の「政府行動計画」や県の「県行動計画」を踏まえ、次の感染症危機に備え、「市行動計画」を改定する。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

#### (1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ①新型インフルエンザ等の発生を阻止することや、発生時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難である。
- ②新型インフルエンザ等が発生すれば、国内はもとより、市内への侵入も避けられないと考えられる。

#### (2) 市民の生命や健康、生活・経済全体に大きな影響を与えること

- ①長期的には多くの市民が罹患するものであり、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ②病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

### 2 新型インフルエンザ等対策の目的

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ①感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の強化・拡充やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
- ②流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくし、地域医療体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の拡充・強化を図り、必要な患者に適切な医療を提供する。
- ③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ④住民接種の円滑な実施など、まん延防止対策を促進し、市民の健康被害を最小限にとどめる。

#### (2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ①感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ②市は、業務継続計画を策定し、市民生活及び市民経済の安定に関する業務の維持に努める。
- ③適切な情報提供により、過度な不安を抑え、風評被害や人権侵害が起こらないようにする。

### 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウィルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権に配慮すること、特に（社会的性差による）不利益が生じないような配慮や、子どもや高齢者等の社会的弱者への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

### 第3 新型インフルエンザ等対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの換気、手洗い、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

#### 市行動計画の主な対策

以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

## 第4 新型インフルエンザ等対策推進 のための役割分担

### 1 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となつた取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

#### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

## 【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施する。

県における役割分担、体制については県行動計画に基づく。

## 【市の役割】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要援護者等への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策等の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び平時からの地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### **(4) 指定地方公共機関の役割**

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### **(5) 登録事業者の役割**

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

#### **(6) 一般の事業者の役割**

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### **(7) 市民の役割**

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 2 組織体制

新型インフルエンザ等は、多くの市民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことも危惧されていることから、その対策にあたっては、市の総力を挙げて取り組む。

また、新型インフルエンザ等対策は、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校や社会福祉施設等の関係者など、地域全体で取り組むこととし、新型インフルエンザ等発生前から関係機関相互の連携体制を確立する。

### (1) 桜川市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び桜川市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年桜川市条例第1号）（以下「市対策本部条例」という。）に基づき、市における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、各部局長等を本部員とする「桜川市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置する。

また、まん延状況に応じて必要時、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置する。任意で設置する市対策本部の組織については、特措法及び条例等に準ずるものとする。

市が実施する新型インフルエンザ等対策について方針を策定し、その実務を推進するため、本部長は、副本部長及び本部員を招集して、「桜川市新型インフルエンザ等対策本部会議」（以下「本部会議」という。）を開催する。本部会議には、市対策本部条例第3条に基づき、必要に応じ、出席した関係機関の代表者に意見を求められるものとする。

### (2) 桜川市新型インフルエンザ等対策健康危機管理部

関係各課と意見調整や情報共有を図るため、桜川市新型インフルエンザ等対策本部規程に基づき、庁内関係各課からなる「桜川市新型インフルエンザ等対策健康危機管理部」（以下「危機管理部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等の予防対策、発生時のまん延防止対策などを検討するとともに、市行動計画を推進する。また、対策に関わる庁内の調整や重要事項の検討を行い、その実務を推進する。なお、班編成については、感染状況等を踏まえ、危機管理部において決定する。

## 新型インフルエンザ等対策組織体制

新型インフルエンザ等対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長・教育長
本部員	各部局長
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合対策の協議</li> <li>●重要事項の協議</li> <li>・決定・指示</li> </ul>
事務局	健康推進課



### 関係機関等

筑西保健所・桜川警察署・桜川消防署・社会福祉協議会  
さくらがわ地域医療センター・医師会・歯科医師会  
薬剤師会・学校長会・市議会 等

新型インフルエンザ等対策 健康危機管理部	
部長	保健福祉部長
副部長	保健福祉部次長
部員	各課長
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対策の立案・協議</li> <li>●対策の実務の推進・総括</li> </ul>
事務局	健康推進課

指示

報告

班	主な業務
総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対策本部・危機管理部の運営</li> <li>●各班との連携</li> <li>●関係機関との連絡調整</li> </ul>
危機管理対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画策定</li> <li>●職員の勤務体制、安全衛生管理(応答管理含)</li> <li>●人員確保</li> <li>●対策にかかる費用に関する事項</li> </ul>
情報収集広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集・提供・整理、記録</li> <li>●広報及び広聴</li> </ul>
感染拡大防止班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口の設置</li> <li>●物資の備蓄・管理・配布(感染防止具)</li> <li>●学校、社会福祉施設等との連絡調整</li> <li>●各施設の管理・運営</li> </ul>
要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要援護者(生活支援を要する者)の支援</li> </ul>
社会機能維持班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会機能を維持するために必要な支援</li> </ul>

### (3) 市部局の主な役割

主な役割は以下の通りとする。主な役割が同じものについては、複数部署が合同で業務を実施する。ただし、感染状況等に応じて市対策本部や危機管理部等で隨時検討し、流動的に役割分担することとする。

部局名	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の感染予防対策に関すること</li> <li>・来庁者、利用者及び市民への情報提供・啓発・指導に関すること</li> <li>・所管業務の継続及び縮小・停止に関すること</li> <li>・所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・国、県、他市町村及び関係機関等からの新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び対策本部への報告</li> <li>・所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・業務継続計画に基づく市の行政機能の維持に関すること</li> <li>・部局職員の感染・まん延防止に関すること</li> <li>・所管する会議、イベント等の調整に関すること</li> <li>・所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること</li> <li>・その他新型インフルエンザ等に関すること</li> </ul>
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の業務継続計画に関すること</li> <li>・危機管理に関すること</li> <li>・職員の健康管理に関すること</li> <li>・人員配置の調整に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の情報提供に関すること</li> <li>・報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること</li> <li>・市民等へ広報、ホームページ等の複数の媒体、機関を活用した感染拡大防止対策等の啓発、周知に関すること</li> </ul> </li> <li>・状況の広報資料の収集作成に関すること</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場（庁舎）の衛生管理に関すること</li> <li>・財政措置、対策にかかる費用に関すること</li> <li>・ライフライン（通信、電気等）に関すること</li> </ul>
総合戦略部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者、商工会議所等との連絡調整に関すること</li> <li>・事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関すること</li> </ul>
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体の埋火葬に関すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物収集及び処理機能の確保</li> <li>・金融措置に関すること</li> <li>・外国人の支援及び連絡調整に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等の情報提供に関すること</li> </ul>
保健福祉部 ※その他部局 の保健師含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること</li> <li>・対策本部、危機管理部の設置及び運営に関すること</li> <li>・危機管理に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等の情報提供に関すること</li> <li>・感染拡大防止対策の啓発に関すること</li> <li>・国、県、他市町村との連絡調整に関すること</li> <li>・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携及び連絡調整に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等の相談対応、相談窓口設置に関すること</li> <li>・予防接種（特定接種、住民接種）に関すること</li> <li>・子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・高齢者施設、社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・要援護者の状況把握及び支援に関すること</li> <li>・感染防止対策具（マスク、消毒液、防護服等）、感染対策物資等の備蓄に関すること</li> <li>・医薬品に関すること</li> <li>・その他医療及び福祉全般に関すること</li> </ul>
経済部 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者、商工会議所等との連絡調整に関すること</li> <li>・事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関すること</li> <li>・金融措置に関すること</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関に関すること</li> <li>・市営住宅等の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> </ul>
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン（上水道、下水道）に関すること</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融措置に関すること</li> <li>・遺体の埋火葬に関すること</li> <li>・廃棄物収集及び処理機能の確保</li> <li>・外国人の支援及び連絡調整に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の情報提供に関すること</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の情報提供に関すること</li> <li>・遺体の埋火葬に関すること</li> <li>・廃棄物収集及び処理機能の確保</li> <li>・金融措置に関すること</li> <li>・外国人の支援及び連絡調整に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒及び教職員等に対する感染予防対策の励行に関すること</li> <li>・保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要請に関すること</li> <li>・給食の衛生管理に関すること</li> <li>・臨時休校などの措置に関すること</li> <li>・その他教育全般に関すること</li> </ul>

### 3 発生段階

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国との連携、地域における医療提供体制の整備、ワクチンの接種体制の整備、市民等に対する啓発、業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。 海外で発生している段階で、万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初、病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。

市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	<p>国、県、市町村、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</p>
ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。</p>

# 第5 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

## 第1章 実施体制

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係者一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

#### (2) 所要の対応

##### 1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ①市は、市行動計画及び業務継続計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く。
- ②市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。市の業務継続計画については、県等の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。
- ③市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材等の養成等を行う。

##### 3. 連携の強化

- ①市は、国、県及び指定（地方）公共機関（筑西広域市町村圏事務組合、医師会、医療機関等）と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ②市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、管内の業界団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

## **第2節 初動期**

### **(1) 目的**

---

新型インフルエンザ等が国内で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### **(2) 所要の対応**

---

#### **1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置**

- ①国や県に新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ②市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

#### **2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保**

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

## **第3節 対応期**

### **(1) 目的**

---

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症の状況並びに市民の生活及び経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

## **(2) 所要の対応**

---

### **1. 基本となる実施体制の在り方**

市は、政府対策本部設置後においては、速やかに以下の体制をとる。

#### **1-1. 職員の派遣・応援への対応**

①市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

②市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

#### **1-2. 必要な財政上の措置**

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### **1-3. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置について**

①市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

②市は、市対策本部又は危機管理部等に状況報告を行い、今後の対応方針を協議、決定する。

③市は、状況に応じ保健所が中心となる二次医療圏を単位とした地域医療機関、薬剤師会、消防署等からなる対策会議等に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、発生早期における対策の確認等を行う。

#### **1-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制**

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅延なく市対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症危機において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要となる。さらに、対策を効果的に行うためには、市民等、国、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は平時から利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する必要がある。また、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関する知識を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

#### (2) 所要の対応

##### 1. 新型インフルエンザ等関連情報を収集する

- ①市は、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の最新の見地に基づく新型インフルエンザ対策に関する情報を収集する。
- ②市は、県が行うサーベイランス（学校欠席者等感染症情報システム）に協力し、市内小中学校、義務教育学校、こども園等におけるインフルエンザ様症状による欠席者情報（学級・学年閉鎖、休校等）を把握する。

##### 2. 新型インフルエンザ等における市民等への情報提供・共有

###### 2-1. 感染症（新型インフルエンザ等）に関する情報提供・共有

- ①市は、平時から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、分かりやすい情報提供・共有を行う。その際、個人が行う基本的な感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

②保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

③学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

## 2-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

## 2-3. 偽・誤情報に関する啓発

①市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関する関心が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

②科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

## 2-4. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、コールセンター等を設置できる体制の準備を進める。

# 第2節 初動期

## (1) 目的

早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。また、新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

## **(2) 所要の対応**

---

市は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、県内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、以下のとおり情報提供・共有する。

### **1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有**

- ①市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて、市民等の理解を深め、適切に判断・行動できるよう、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ②市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚障害者等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。
- ③市は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る相談センターや受診外来等に関する情報を提供する。

### **2. 双方向のコミュニケーションの実施**

- ①市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。
- ②市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、DXを積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

### **3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応**

- ①市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。
- ②偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、個人情報に留意しつつ市民等に周知する。また、職員に対しても偏見や差別等を助長しないように、適切な情報を提供・共有する。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民の生活及び経済に関する情報や社会的影響等について情報収集・分析を強化する。また、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人が行う基本的な感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

#### (2) 所要の対応

市は、県や国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、以下のとおり情報提供・共有を行う。

##### 1. 基本の方針

###### 1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ①市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ②市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚障害者等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

###### 1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ①市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。
- ②市は、初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の継続等を通じて、DX を積極的に活用しながら、速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把

握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

③市は、新型インフルエンザ等の発生時における公表に当たっては、県等と情報を共有するとともに、発表にあたってはこれらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ調整し行う。

### 1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

①市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

②偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

③市は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

#### (2) 所要の対応

##### 1.新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ①市、学校等は、換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳工チケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ②市は、パスポート申請窓口等において、海外渡航者に対し新型インフルエンザ等の発生状況や、感染対策等の情報を提供し注意喚起する。

### 第2節 初動期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内のまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

#### (2) 所要の対応

##### 1.急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る

- ①市は、市民に対し基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等）の普及を図る。
- ②市民は、自らの発症が疑わしい場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぐとともに、感染を広げないよう不要な外出を控えることなどに努めるものとし、市は、そのために必要な啓発を行う。

- ③市は、緊急事態における不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等のまん延防止対策について市民や関係機関等にあらかじめ周知し、理解促進を図る。
- ④市は、国及び県からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

---

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひつ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

#### (2) 所要の対応

---

##### 1.急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る

- ①市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する。市は、区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- ②職員はテレワークや時差勤務等を活用して、業務継続できるようにし、市民へのサービスの維持に努める。
- ③市は、公共施設、多くが集まる施設等に対し、手指消毒薬の設置や、利用者へのマスクの着用の励行等を呼びかけ、適切な感染対策を講じるよう要請する。
- ④市は、県等と連携し、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業の対策が実施され得ることについて周知を図る。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

市は、国や県の方針を踏まえ、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、必要な準備を行う。

#### (2) 所要の対応

##### 1. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

##### 2. 接種体制の構築

###### 2-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

###### 2-2. 特定接種

①新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち、市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、市は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

②特定接種となり得る地方公務員については、所属する市が対象者を把握し、国に人数を報告する。

###### 2-3. 住民接種

市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、国や県、医師会等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

※市は、国や県の協力を得ながら、希望する市民が速やかに接種することができるよう、準備からの段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時ワクチン接

種の円滑な実施が可能となるよう、接種に必要な資材等を医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。接種対象者については、下記の表を試算方法の参考とする。

	住民接種対象者試算方法	備考
総人口	人口統計（総人口）	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	
妊婦	母子健康手帳届出数	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	
乳児	人口統計（1歳未満）	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	
高齢者	人口統計（65歳以上）	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用し接種歴等を確認したり、全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種的具体的な実施方法について準備を進める。

### 3. 情報提供・共有

市は、国や県が科学的根拠に基づき提供、共有する予防接種に関する情報を活用して、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

## **(2) 所要の対応**

---

### **1.接種体制の構築**

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保、接種体制の構築を行う。

#### **1-1. 特定接種**

- ①市は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、本人の同意を得て、対策に従事する対象職員に対し特定接種を行う。
- ②市は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、特定接種の実施に関し必要な協力の要請等を行うよう求める。

#### **1-2. 住民接種**

- ①市は、國の方針が決定され次第、直ちに接種が実施できるよう、県や医師会と連携して、住民接種に必要な体制の整備を行う。
- ②市は、市民にワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、理解促進を図る。
- ③市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ④予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じた必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うことが考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ⑤市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・公共施設・学校などの公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県において大規模接種会場を設けることも考えられる。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

市は、確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようとする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### (2) 所要の対応

##### 1. 接種体制

- ①市は、準備期、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ②市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことにより、国の方針に基づき追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

###### 1-1. 特定接種

###### 地方公務員に対する特定接種の実施

国が発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

###### 1-2. 住民接種

###### 1-2-1. 予防接種の準備

市は、国からの要請を受けて、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

###### 1-2-2. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また市民に対し、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制等、接種に関する情報提供・共有を行う。

###### 1-2-3. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

## **2. 接種記録の管理**

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、システムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## **3. 情報提供・共有**

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

市は、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事において、その機能を果たすことができるようとする。

#### (2) 所要の対応

##### 1. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、県や他市町村と連携し、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方などについて、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- ② 市は、県や他市町村と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚障害者等といった、情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮する。

### 第2節 初動期

#### (1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。保健所等が定める健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようとする。また、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した場合は、適切な医療提供体制を確保する。

市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

## (2) 所要の対応

### **1. 有事体制への移行**

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

### **2. 医療体制の整備に協力する**

- ①市は、国や県等から新型インフルエンザ等の症例定義、診断や治療に資する情報が示された場合は、医師会や市内医療機関に情報提供する。
- ②市は、市内医療機関において新型インフルエンザ等患者又は疑い患者と判断された場合の連絡等の対応を、医療機関へ周知する。

## **第3節 対応期**

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める予防計画並びに保健所等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所等が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようとする。また、県や医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できる体制の確保を図る。

### (2) 所要の対応

#### **1. 有事体制への移行**

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

#### **2. 健康観察及び生活支援**

- ①市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ②市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパレスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

### **3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション**

- ①市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ②市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

### **4. 感染状況に応じた取組**

市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した県や他市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

### **5. 時期に応じた体制の構築**

- ①市は、県の要請を踏まえ、発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するために必要な措置を講ずるとともに、県や他市町村と協力して、市民等への周知を行う。
- ②市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ③市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
- ④市は、新型インフルエンザ等患者の診療に備え、市内医療機関に対して、国が要請する診療継続計画の作成を依頼するとともに、個人防護具の準備、患者の接触防止策など院内感染対策を進めるよう依頼する。
- ⑤市は、保健所が中心となる二次医療圏を単位とした地域医療機関、薬剤師会、消防署等からなる対策会議等において連携を図り、医療体制の整備に協力する。
- ⑥市は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を医師会と連携し外来診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。
- ⑦市は、県と連携し、医療機関における定員超過入院等、市内医療機関が不足した場合、医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1. 感染症対策物資等の備蓄等

市は、市行動計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

### 第2節 初動期・対応期

#### (1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県や国と連携して有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

#### (2) 所要の対応

##### 1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市内医療機関や施設等に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を隨時確認する。個人防護具等の備蓄状況等を踏まえ、不足する場合は、県や国等に必要な対応を要請する。

## 第7章 市民生活及び経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

#### (2) 所要の対応

##### 1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

##### 2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

##### 3. 物資及び資材の備蓄

①市は、市行動計画等に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

②市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

### **個人での備蓄物品の例**

食料品（長期保存可能なものの例）

米・乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）・切り餅・コーンフレーク・シリアル類・乾パン・レトルト・フリーズドライ食品・

冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）・インスタントラーメン、即席めん・

缶詰・菓子類・育児用調製粉乳

### **日用品・医療品の例**

マスク（不織布製マスク）・体温計・ゴム手袋（破れにくいもの）・

水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）・漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）・

消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）

常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）・絆創膏・ガーゼ・コットン・

トイレットペーパー・ティッシュペーパー・洗剤（衣類・食器等）・石鹼（ハンドソープ）・

シャンプー・リンス・紙おむつ・生理用品（女性用）・ごみ用ビニール袋・

ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）・カセットコンロ・カセットボンベ・

懐中電灯・乾電池

## **4. 生活支援を要する者への支援等の準備**

- ①市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要援護者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう努める。
- ②市は、要援護者に必要な衛生資材（個人防護具、消毒薬等）を備蓄するとともに、使用期限等の在庫管理を行う。

## **5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備**

- ①市は、国や県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、死者の尊厳を尊重し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
- ②市は、戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うなど、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に協力する。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 1. 事業継続に向けた準備等の要請

市は、業務継続計画に基づき、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

#### 2. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国や県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、死者の尊厳を尊重し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 第3節 対応期

### (1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

## **(2) 所要の対応**

---

### **1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応**

#### **1-1. 心身への影響に関する施策**

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### **1-2. 生活支援を要する者への支援**

市は、高齢者、障害者等の要援護者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### **1-3. 教育及び学びの継続に関する支援**

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### **1-4. 生活関連物資等の価格の安定等**

①市は、市民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

⑤市は、要援護者に対して、計画に基づき市民に対する食料品・生活必需品等の確保や配分・配布等を行う。

## **2. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備**

- ①市は、国や県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、死者の尊厳を尊重し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
- ②市は、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、市は、厚生労働大臣の定める当該特例に基づき、埋火葬に係る必要な手続きを行う。

## **3. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応**

### **3-1. 事業者に対する支援**

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び経済の安定を図るために、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

### **3-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画、業務計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## 用語集

用語	内容
インフルエンザ ウイルス	インフルエンザウイルスは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（H A）とノイラミニダーゼ（N A）という2つの糖蛋白の抗原性の違いによって亜型に分類される。平成21年に確認されたインフルエンザ(H1N1)2009、季節性インフルエンザのA/ゾ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)は、これらの亜型を指している。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかるいると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資 等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請する

	ことや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めるこ。
個人防護具	P P E (Personal Protective Equipment の略)は、マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成された防護具をいう。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じて適切な P P E を準備する必要がある。
コールセンター	市民から新型インフルエンザ等の相談に応じるための窓口。 (市が設置)
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれるとのないようにするために緊急の必要があると認めるとときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者等であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。 (国・県が設置)
双方向の コミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるとときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

パルス オキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミック	感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。
まん延防止等 重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。予防計画 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

(策定：平成二十六年二月)

(改定：平成二十七年十月)

(改定：平成二十九年十一月)

(改定：平成三十一年一月)

(改定：令和八年三月)

※注記

本計画において、各対応に当たる所属等を示しているが、これは有事の際、速やかに具体的な対応に取り組むための例示であり、諸課題の解決に当たっては、全ての関係者が協力して対応を行うものとする。

**桜川市新型インフルエンザ等対策行動計画**

保健福祉部健康推進課

TEL：0296-75-3159

FAX：0296-75-4690